株主各位

富山県高岡市早川70番地三協立山株式会社 代表取締役社長山下清胤

第70回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第70回定時株主総会において、下記のとおり 報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項 第70期(平成26年6月1日から平成27年5月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並び に会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報 告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は1株 につき20円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(ト線は変更部分を示します。)
変更前定款	変更後定款
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第3条(条文省略)	第1条~第3条(現行どおり)
[, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	 (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条~第12条(条文省略)	第 5 条〜第12条(現行どおり)
<u> </u>	(優先配当金) 第13条 当会社は、第 <u>40</u> 条第1項に定める 期末配当を行うときは(以下現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
	(優先中間配当金) 第13条の2 当会社は、第 <u>41</u> 条に定める中 間配当を行うときは(以下現行どおり)
第13条の3~第13条の11(条文省略)	第13条の3~第13条の11(現行どおり)
	(除斥期間) 第13条の12 第 <u>42</u> 条の規定は、優先配当金 および優先中間配当金の支払についてこれ を準用する。
第14条~第21条(条文省略)	第14条~第21条(現行どおり)

変更前定款	変更後定款
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第22条 当会社の取締役は、10名以内とす	第22条 当会社の取締役は、15名以内とす
<u>ー</u> る。	<u>ー</u> る。
(新設)	2 前項の取締役のうち、監査等委員であ
	る取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第23条 取締役は、株主総会において選任	第23条 取締役は、監査等委員である取締
する。	役とそれ以外の取締役とを区別して株主総
	会において選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(新設)	(補欠の取締役の予選の効力)
	第24条 会社法第329条第3項の規定による
	補欠の監査等委員である取締役の選任決議
	が効力を有する期間は、当該決議後2年以
	内に終了する事業年度のうち最終のものに
	関する定時株主総会の開始の時までとす
	る。ただし、株主総会の決議によって当該
	期間を短縮することができる。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第24条 取締役の任期は、選任後1年以内	第 <u>25</u> 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役</u>
に終了する事業年度のうち最終のものに関	<u>を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終
する定時株主総会の終結の時までとする。	了する事業年度のうち最終のものに関する
	定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選
	任後2年以内に終了する事業年度のうち最
	終のものに関する定時株主総会の終結の時
	<u>までとする。</u>
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員で
	ある取締役の補欠として選任された監査等
	委員である取締役の任期は、退任した監査
	等委員である取締役の任期の満了する時ま

でとする。

変更前定款

変更後定款

(取締役会の招集権者および議長)

(取締役会の招集権者および議長)

第25条(条文省略)

第26条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3 |する。ただし、緊急を要する場合は、この|し、緊急を要する場合は、この期間を短縮 期間を短縮することができる。

目前に各取締役および各監査役に対して発目前までに各取締役に対して発する。ただ することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があ2 取締役全員の同意があるときは、招集 るときは、招集の手続きを経ないで取締役の手続きを経ないで取締役会を開催するこ 会を開催することができる。

とができる。

(取締役会の決議の方法) 第27条(条文省略)

(取締役会の決議の方法) 第28条(現行どおり)

(新設)

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の規定により、取締役会の決議をもって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる 事項を除く。)の決定の全部または一部を 取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役が取締役会の決第30条 当会社は、取締役が取締役会の決 議の目的である事項について提案をした場議の目的である事項について提案をした場 |合において、当該事項の議決に加わること||合において、当該事項の議決に加わること ができる取締役の全員が書面または電磁的ができる取締役の全員が書面または電磁的 記録により同意の意思を表示したときは、記録により同意の意思を表示したときは、 当該提案を可決する旨の取締役会の決議が当該提案を可決する旨の取締役会の決議が あったものとみなす。ただし、監査役が異あったものとみなす。

議を述べたときはこの限りでない。

第29条~第30条(条文省略)

第31条~第32条(現行どおり)

変更前定款

変更後定款

(取締役の報酬等)

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける財産上執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益(以下「報酬等」という。)は、株の利益(以下「報酬等」という。)は、監 主総会の決議によって定める。

査等委員である取締役とそれ以外の取締役 とを区別して株主総会の決議によって定め

る。

(社外取締役との責任限定契約) (取締役との責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項第34条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、社外取締役との間に、任務の規定により、取締役(業務執行取締役等 を怠ったことによる損害賠償責任を限定すであるものを除く。)との間に、任務を怠 る契約を締結することができる。ただし、ったことによる損害賠償責任を限定する契 当該契約に基づく責任の限度額は、法令が約を締結することができる。ただし、当該 規定する額とする。 契約に基づく責任の限度額は、法令が規定 する額とする。

第5章 監査役および監査役会 (新設)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第35条 監査等委員会は、法令に定めのあ る事項を決定するほか、その職務遂行のた めに必要な権限を行使する。

(新設)

(監査等委員会の招集通知)

第36条 監査等委員会の招集通知は、会日 の3日前までに各監査等委員に対して発す る。ただし、緊急を要する場合は、この期 間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査等委員会を開 催することができる。

(新設)

(監査等委員会の決議の方法)

第37条 監査等委員会の決議は、議決に加 わることができる監査等委員の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。

変更前定款	変更後定款
(新設)	(監査等委員会規程)
	第38条 監査等委員会に関する事項は、法
	令またはこの定款のほか、監査等委員会に
	おいて定める監査等委員会規程による。
(監査役の員数)	(削除)
第33条 当会社の監査役は、5名以内とす	
<u>る。</u>	
	(Matrix)
(監査役の選任)	(削除)
第34条 監査役は、株主総会において選任	
了。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使す	
ることができる株主の議決権の3分の1以	
上を有する株主が出席し、その議決権の過	
半数をもって行う。	
(補欠監査役の予選の効力)	(削除)
第35条 会社法第329条第2項に基づき選	(11)80)
任された補欠監査役の選任決議が効力を有	
する期間は、当該決議後4年以内に終了す	
る事業年度のうち最終のものに関する定時	
株主総会の開始の時までとする。ただし、	
株主総会の決議によって当該期間を短縮す	
ることができる。	
(監査役の任期)	(削除)
第36条 監査役の任期は、選任後4年以内	
に終了する事業年度のうち最終のものに関	
する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠	
として選任された監査役の任期は、退任し	
た監査役の任期の満了する時までとする。	

変更前定款	変更後定款
(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3 目前に各監査役に対して発する。ただし、 緊急を要する場合は、この期間を短縮する ことができる。	(削除)
2 監査役全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査役会を開催するこ とができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の 定めがある場合を除き、監査役の過半数を もって行う。	(削除)
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令ま たはこの定款のほか、監査役会において定 める監査役会規程による。	(削除)
(常勤の監査役) 第40条 監査役会は、その決議をもって常 勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決 議によって定める。	(削除)
(社外監査役との責任限定契約) 第42条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、社外監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令が 規定する額とする。	(削除)
第6章 計算 第 <u>43</u> 条~第 <u>46</u> 条(条文省略)	第6章 計算 第 <u>39</u> 条〜第 <u>42</u> 条(現行どおり)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 9名選任の 件

> 本件は、原案どおり山下清胤、蒲原彰三、岡本誠、 庄司美次、山田浩司、中野敬司、阿見秀一の7氏が再 選され、平能正三、黒崎聡の2氏が新たに選任され、 それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本件は、原案どおり三村伸昭、野崎博見、佐野孝司、角木完太郎、荒木二郎の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、野崎博見、角木完太郎、荒木二郎の3氏は社 外取締役であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり黒崎康夫氏が補欠の監査等委員である取締役として選任されました。

なお、黒﨑康夫氏は、社外取締役の要件を満たしています。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定 の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、年額4億円以内と設定することに決定いたしました。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬額は、年額1億3千万円以内と設定することに決定いたしました。

以 上

くお知らせ>

代表取締役及び役付取締役の選定について

本株主総会終了後開催された取締役会の決議により、次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

以上

第70期期末配当金のお支払いについて

1. 口座振込をご指定の方

同封の「**配当金計算書」**及び「お振込先について」により、お確かめください。

2. 配当金領収証が同封されている方

同封の「第70期期末配当金領収証」を平成27年8月28日(金)から平成27年9月30日(水)までの間に、お近くのゆうちょ銀行または郵便局の窓口にご提出のうえ、配当金をお受け取りください。

以上

くメ	モ	欄>				
